

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 5年～75年

物品 2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ②オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、改修等に係る支出額(取得価額)が100万円以上のものを資本的支出とし、100万円未満のものは修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

特になし

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	160百万円	-	160百万円
合計	-	160百万円	-	160百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第248号	損害賠償請求事件	8,869,995円及びこれに対する訴状送達の日 の翌日から支払済 みまで年3分の割 合による金員	原告は、尼崎市立小学校に在籍していた当時、その同級生から継続的に暴行、暴言、恐喝などの加害行為を受けていたことから、担任教諭に相談したところ、これらの加害行為に対して、担任教諭等が「いじめ」として適切な対応を取らなかったことは、原告に対する安全配慮義務に違反するものとして、当該同級生及び尼崎市に対し、原告の被った逸失利益、慰謝料等の支払を求めて提訴したもの
②	神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第647号	国家賠償請求事件	193,333,896円及びこれに対する訴状別紙記載の各日から各支払済 みまで年5分の割 合による金員	原告は、被告尼崎市が平成15年度から平成29年度までに課した固定資産税及び都市計画税について、正しくは「大工場地区」に区分して賦課徴収すべきであったものを、誤って「中小工場地区」に区分して賦課徴収したことにより、原告が過大な固定資産税及び都市計画税を納付させられたとして、正規の納税額と納付済額との差額相当額の損害賠償を求めて提訴したもの
③	大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第 3726号(同裁判所 令和4年(ワ)第 9695号に併合)	業務委託料請求事件	13,728,000円及びこれに対する令和4年4月22日から支払済 みまで年3分の割 合による金員	本市と原告との間で締結された令和3年10月22日付け業務委託契約に基づく原告の債務が履行されなかったことにより、本市は履行保証保険金の取得のために当該業務委託契約を解除したが、当該解除は原告が履行の提供をしていたにもかかわらず、本市がその受領の拒否をしたことによるものであり、解除の効果は認められないとして原告が当該業務委託契約に基づき委託料の支払を求めて訴えを提起したもの

④	神戸地方裁判所 尼崎支部令和5 年(ワ)第655号	損害賠償請求事件	1,916,528円及 びこれに対す る令和2年10 月19日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員並 びに2,658,918 円及びこれに 対する令和3 年1月5日から 支払い済みま で年3分の割 合による金員	原告は、原告が市の本庁舎等に来 庁した際に、被告の職員により暴行 を加えられたとして、これにより発生 した治療費、慰謝料等の支払いを求 めて提訴したもの
⑤	岡山簡易裁判所 令和6年(ハ)第1 42号	損害賠償請求事件	424,138円及び これに対する 訴状送達の日 の翌日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員	原告は、原告の従業員が原告車両を 運転し、市道の街路樹に接触し、当 該車両が損傷した事故について、市 が道路管理者としての管理義務を 怠ったため発生したものであるとし て、国家賠償法に基づき、当該車両 の修理費相当額等の損害賠償を求 めて提起したもの

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりで、普通会計の対象範囲と同一です。
- 一般会計
 - 育英事業費
 - 公共用地先行取得事業費
 - 公害病認定患者救済事業費
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|------|
| 実質赤字比率 | - |
| 連結実質赤字比率 | - |
| 実質公債費比率 | 8.1% |
| 将来負担比率 | 2.8% |
- ⑤
- | | |
|---------------------|-----------|
| 繰越事業に係る将来の支出予定額 | 5,869百万円 |
| 繰越事業に係る将来の収入予定額 | 5,129百万円 |
| (収入予定額のうち市債発行によるもの) | 2,581百万円) |

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。
- ア 範囲
- 令和6年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
- イ 内訳
- | | |
|-------|----------|
| 事業用資産 | 2,449百万円 |
| 土地 | 2,449百万円 |

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によります。

- ② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額 不足額なし
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 134,739百万円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模	107,016百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	10,911百万円
将来負担額	224,603百万円
充当可能基金額	55,745百万円
特定財源見込額	31,349百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	134,739百万円

- ⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間の一級河川等の資産は次の通りです。

なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されていません。

ア 指定区間の一級河川等

工作物 2,020百万円 (減価償却累計額 456百万円)

(3)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4)資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 24,943百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	227,236百万円	224,188百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	67百万円	54百万円
前年度繰越金相当額	△ 3,055百万円	0百万円
一般会計等構成会計間の繰入金・繰出金の相殺消去	△ 4百万円	△ 4百万円
資金収支計算書	224,243百万円	224,237百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているの
収支計算書は一部の特別会計の収入(歳入)・支出(歳出)金額分や、各会計の前年度繰越金
の歳入金額分、一般会計等構成会計間の繰入金・繰出金の相殺消去処理の金額分がそれぞ
れ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	25,669百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,022百万円
未収債権・未払債務等の増加(減少)等	△ 202百万円
減価償却費	△ 10,610百万円
賞与等引当金増減額	△ 247百万円
退職手当引当金増減額	△ 558百万円
徴収不能引当金増減額	29百万円
損失補償等引当金増減額	11百万円
投資損失引当金増減額	5百万円
資産除売却損(益)	439百万円
臨時損失 その他	△ 2百万円
臨時利益 その他	712百万円

<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>17,266百万円</u>
-----------------------	------------------

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	30,000百万円
一時借入金に係る利子額	0百万円